

※ 届出受理番号

喫煙可能室設置施設 届出書

尼崎市 市長

飲食店営業の申請者等(代理の者でも可。ただしその場合、「3備考」欄に届出担当者の情報を必ず記載。)

令和2年 2月 1日

届出者 株式会社 健康福祉局 代表取締役社長 尼崎 太郎 押印

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

Table with 3 main sections: 1. 喫煙可能室設置施設 (Location, Name, Address, License), 2. 管理権原者 (Applicant Name, Representative Name, Address), 3. 備考 (Remarks, Name, Title, Contact Info).

個人経営の場合 ①管理権原者 本人の自宅住所

飲食店営業等の 許可証に記載

飲食店営業の 申請者等

法人の場合は②も記入 個人経営の場合は①と③のみ記入

(注意)

- 1 * 印欄には、記載をしないこと。
2 1欄◎ は、◎ - 1又は◎ - 2のいずれかに記載すること。
3 2欄については、管理権原者が法人の場合には◎ ◎ 及び◎ 欄に記載すること。それ以外の場合は◎ 及び◎ 欄に記載すること。
4 3欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

要件チェックシート

届出書の記入前に、既存小規模飲食店の要件を確認しましょう。

① 営業開始日は令和2年4月1日以前ですか？

営業開始日： 年 月 日

② 個人経営、または資本金5千万以下の中小企業ですか？

どちらかに○をつけてください（企業の場合は資本金額を記入）

個人経営 or 中小企業

資本金額： 円

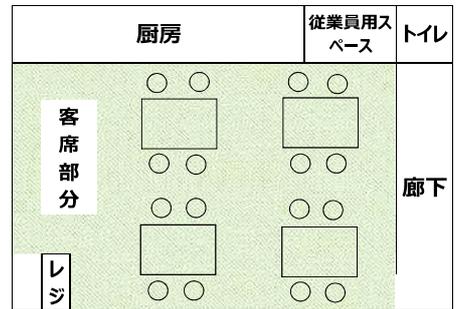
③ 客席部分の面積は何平方メートルですか？

【客席面積のイメージ】

100平方メートル以下であることが必要です。

m²

※「客席」とは、客に飲食をさせるために利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。



①～③の全ての要件を満たせば「飲食可能な喫煙区域」の設置が可能です。

※要件に1つでも当てはまらない場合は、「店内全面禁煙」または「喫煙専用室の設置」のご対応をお願いします。

★喫煙区域を設置する場合、下記のいずれかの表示が必要です。

建物内の全部を喫煙可能とする場合



建物内の一部を喫煙可能とする場合

喫煙場所の入口に表示



店舗入口に表示

